

沿岸広域振興局長告示第25号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成31年3月8日

沿岸広域振興局長 石川 義晃

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370300592	株式会社おさんぼ	株式会社おさんぼ	大船渡市盛町字宇津野沢6番地14	平成31年3月31日